

# 行事における 食品提供の手引き



令和4年6月1日  
川崎市

(令和4年9月改訂)

川崎市ホームページ  
「行事における食品の提供について」(令和4年6月1日公開)  
<https://www.city.kawasaki.jp/350/page/0000140232.html>



1. はじめに …p. 1
2. 営業にあたる出店とは …p. 2
3. 行事の種類 …p. 2
4. 主催者の手続き …p. 5
5. 営業にあたらぬ出店者の手続き …p. 6
6. 営業にあたる出店者の手続き …p. 8
  - 6-1. 営業許可と営業届出 …p. 9
  - 6-2. 仮設の店舗における飲食店営業許可 …p. 10
    - ・ 営業機会の制限 …p. 10
    - ・ 提供可能な品目・品目数の制限 …p. 10
    - ・ 屋台型で想定される品目と  
仮設の店舗で実施可能な調理の範囲 …p. 11
    - ・ 施設基準（屋台型臨時営業） …p. 12
    - ・ 施設基準（簡易固定型臨時営業） …p. 13
    - ・ 指導事項 …p. 14
    - ・ 屋台型臨時営業による営業区域について …p. 14
    - ・ 許可事項の掲示 …p. 15
  - 6-3. 仮設の店舗における営業届出 …p. 16
    - ・ 営業届出の範囲と営業届出の有効期間 …p. 16
    - ・ 指導事項 …p. 16
7. 記入例 …p. 19
8. 他法令の遵守について …p. 27
9. 問合せ先 …p. 27

# 1. はじめに

川崎市では、行事における食中毒事故等の発生防止のため、「川崎市行事における食品の提供に関する取扱要綱」により、各立場（行事の主催者・出店者）の方に必要な手続きや衛生管理を指導しています。

また、令和4年6月1日から、行事に出店する場合に限り、組立て式テント等の仮設の店舗で飲食店営業許可が受けられるようになり、行事に出店する方は行事の性質や出店形態により、営業者として営業許可又は営業届出が必要となりました（営業にあたらぬ出店の場合は、許可や届出は不要です）。

仮設の店舗は固定店舗に比べ、施設・設備が不十分であったり、食品の衛生的な取扱いが難しかったりするため、十分注意をしないと、大規模な食中毒事故が発生してしまうかもしれません。

行事において安全に食品を提供するためには、

「主催者が、会場全体の衛生管理を適切に行うとともに、出店者を統括すること」

「出店者が、衛生的に食品を取り扱うこと」

の2点が不可欠です。

この手引きでは、必要な手続きや衛生管理について御案内していますので、御一読いただき、御自身に必要なことを御理解の上、安全に行事を開催くださいますようお願いいたします。

行事関係者（行事に係る各立場の方）に必要な手続きは次のとおりです

(1) 主催者（行事を主催する国、地方公共団体、法人又は団体）

- ・保健所（区役所衛生課）への事前相談
- ・出店者からの出店概要書の取りまとめ
- ・保健所（区役所衛生課）への行事開催届の提出
- ・保健所（区役所衛生課）からの指導事項の出店者への伝達
- ・会場全体の衛生確保

p.5

(2) 出店者（営業にあたらぬ出店の場合）

- ・主催者への出店概要書の提出
- ・保健所（区役所衛生課）からの指導のもと、衛生的に食品を提供

p.6～

p.7

(3) 出店者（営業にあたる出店（p.2参照）の場合）

- ・行事出店までに保健所からの営業許可（又は保健所への営業届出）
- ・食品衛生責任者の選任
- ・主催者への出店概要書の提出
- ・HACCPに沿った衛生管理のもと、衛生的に食品を提供

p.8～

p.17

## 2. 営業にあたる出店とは

地域交流を目的とした町内会の祭りや学校のバザーなどにおいて、町内会の役員やPTAの方のみで出店することは、営業にはあたりませんので、営業許可等は不要です。

しかし、次の2つのうち1つでも該当する場合は、営業にあたりますので、出店者は営業許可（食品を調理する場合）又は営業届出（生鮮食品や温度管理が必要な加工食品をそのまま販売する場合）が必要です。

### ・地域行事（3を参照）以外に出店すること

（例）スポーツ・音楽・演芸等の興行・公演の飲食ブースへの出店  
フードフェスティバルへの出店

### ・営業と捉えられる形態で出店すること

（例）**営利活動**と捉えられる出店※を**継続的**に行うこと

※ 同様の形態で複数の行事に出店する／施設の屋号を掲げる／主催者から礼金・委託金等の出店に伴う対価を得る 等

## 3. 行事の種類

### （1）地域行事

地域コミュニティの活性化を目的として開催されるような行事として、①～⑧に挙げる行事を言います。

いずれも開催日数は1回あたり3日以内、回数は年4回以内とします。

**このような行事で、営業と捉えられないような形態で出店する場合に限り、営業許可や届出は不要です。**

- ① 学校・幼稚園・保育所、児童館、特別養護老人ホーム等の社会福祉施設・医療機関におけるバザー、祭り、餅つき（施設内や地域との交流を目的としたものに限る。）
- ② 町内会・自治会・マンション管理組合によるバザー・祭り・餅つき（居住者の交流を目的としたものに限る。）
- ③ ②以外の地域の団体等による地域住民同士の交流や団体の活動理念の普及を目的としたもの（その団体等の所在地や活動範囲で行われるものに限る。）
- ④ 神社・仏閣の縁日・祭礼（参拝客へのもてなしとして無償・実費程度で甘酒や餅をふるまうものに限る。）
- ⑤ 商店街における祭り（商店街への集客を目的としたものを除く。）
- ⑥ 市による市民祭、区民祭、花火大会のほか、産業振興、文化芸術振興、社会福祉振興を目的とした祭り（市が主催、共催又は事務局を担当するもの及び市有施設の指定管理者等が開催するものに限る。）
- ⑦ 生産者団体による市内農業の活性化を目的としたもの（採取品の直売に限る。）
- ⑧ 企業の敷地内での祭り（企業の従業員等が地域住民をもてなすために調理するものに限る。）

### （2）地域行事以外の行事

開催期間が最長1箇月程度の、①～④に挙げる行事を言います。

**このような行事の出店は、営業許可や届出が必要です。**

- ① 神社・仏閣の縁日・祭礼  
（境内や沿道に屋台が出店し食品を提供するもの。）
- ② スポーツの興行（リーグ戦や定期戦を含む。）  
／音楽・演芸等の公演
- ③ フードフェスティバル
- ④ その他

許可・届出の可否は  
フローチャートも  
参考にしてください

# 行事出店における営業許可・届出の要否について



